

資料編

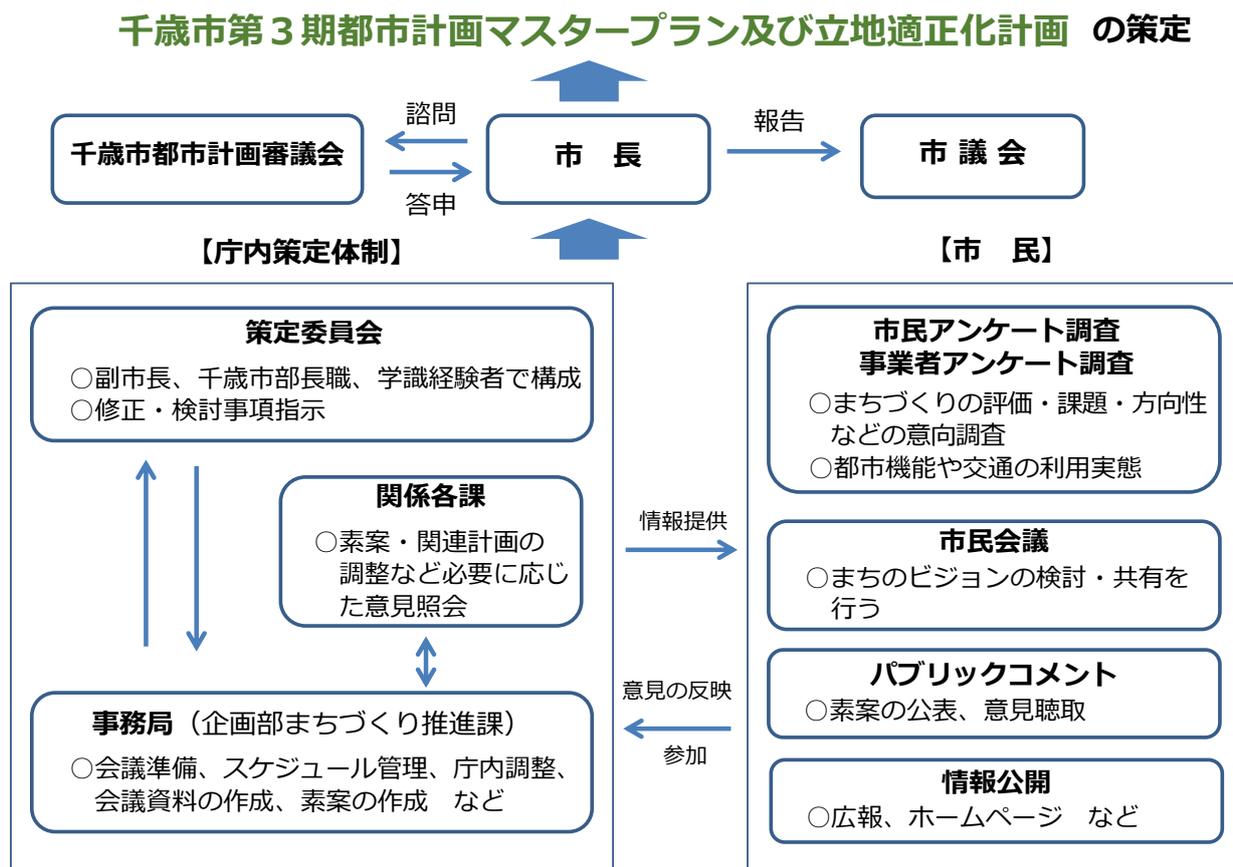
- | 01 | 計画の策定体制
- | 02 | 計画策定の経緯
- | 03 | 市民会議
- | 04 | 策定委員会
- | 05 | 用語解説

資料編

| 01 | 計画の策定体制

計画の策定体制は、都市計画マスタープランと一体的な計画として策定するため、「千歳市第3期都市計画マスタープラン」の策定体制と同一にしており、具体的には、次のとおりです。

図 千歳市立地適正化計画の策定体制



| 02 | 計画策定の経緯

計画は、市民アンケート調査や市民会議、パブリックコメントなどの意見・提言を踏まえ、策定委員会で原案を作成し、千歳市都市計画審議会の審議を経て策定しました。計画策定の経緯については次のとおりです。

年度	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）
作業内容	上位・関連計画整理 現行計画の検証 市民アンケート調査 事業者アンケート調査 課題等の整理	立地適正化計画 分析・課題抽出 まちづくり方針 都市の骨格構造 都市計画マスタープラン 将来目標案作成 全体構想案作成	誘導区域の検討・設定 誘導施設・施策の検討 目標値の設定 全体構想策定 地域別構想策定
策定委員会		第1回（R2.11.5）	第2回（R3.5.25～R3.6.4） 第3回（R3.6.22） 第4回（R3.7.27） 第5回（R3.11.18） 第6回（R4.2.15）
市民参加	市民アンケート調査 （R元.10.10～10.31） 事業者アンケート調査 （R元.10.10～10.31）	市民会議 第1回（R3.2.26） 第2回（R3.3.9～R3.3.22） 第3回（R3.3.22～R3.3.30）	市民会議 第4回（R3.5.14～5.31） 第5回（R3.8.19～9.3） 第6回（R3.10.25） 提言書の提出（R3.11.29） パブリックコメント （R4.1.7～R4.1.28）
都市計画審議会	策定について報告 （R元.10.17）	策定状況の報告 （R2.7.31） （R3.1.27）	策定状況の報告（R3.9.28） 素案の報告（R3.12.21） 諮問・答申（R4.2.18）
市議会 （総務文教 常任委員会）		策定状況の報告 （R2.7.17）	策定状況の報告（R3.9.14） 素案の報告（R3.12.1） 最終案の報告（R4.2.25）

| 03 | 市民会議

計画を策定するにあたり、市民の意見を反映させるため、市内の有識者や関連団体、市民などが集まり「千歳市第3期都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定市民会議」を組織しました。

会議はのべ6回にわたって開催し、意見・アイデアを収集し、市長への「提言書」としてとりまとめました。

□ 委員名簿

区分	所属	職	氏名	備考
学識経験を有する者	公立大学法人 公立千歳科学技術大学	特任教授	川名 典人	座長
農業、商工、観光、福祉 関連団体	千歳市農業委員会	会長職務代理者	平沖 道德	
	千歳商工会議所	専務理事	鈴木 隆夫	副座長
	千歳市商店街振興組合連合会 (インディアン水車通り商店街振興組合)	副理事長	入口 浩一郎	
	千歳工業クラブ	副代表幹事	三ツ野 仁	
	千歳建設業協会	副会長	中山 千太郎	
	千歳の観光を考える会	企画運営部会部会長	鈴木 靖彦	
	社会福祉法人 千歳市社会福祉協議会	常務理事	三崎 直彦	
その他関連する団体	ちとせ環境と緑の財団	総務課総務係長	須貝 陽子	
	北海道旅客鉄道株式会社	副駅長	小野 克広	
	北海道工アポート株式会社	総務本部地域共生部長	平池 暁	
	千歳相互観光バス株式会社	専務取締役	沼田 聖	～令和3年 5月13日
		常務取締役	鈴木 隆之	令和3年 5月14日～
	北海道開発局札幌開発建設部 千歳道路事務所	所長	瓜生 和幸	
	北海道札幌方面千歳警察署	地域・交通官	藤澤 宏	
	千歳市防災マスターリーダー会	事務局長	泉澤 豊和	
市民等	千歳市町内会連合会	理事	伊藤 宏之	
	市民公募		中塚 茜	
	市民公募		齊藤 成哉	
	市民公募		内藤 陸斗	



□ 市民会議の開催経過

	開催日	参加者	議事概要等
第1回	令和3年2月26日	16名	・4つのグループに分かれ、10の検討テーマから重点的に話し合うテーマを選択し討議
第2回	令和3年3月9日 (Aグループ) 3月11日 (Bグループ) 3月22日 (Cグループ) 3月11日 (Dグループ)	15名	・グループごとに検討テーマについて討議
第3回	令和3年3月29日 (Aグループ) 3月22日 (Bグループ) 3月30日 (Cグループ) 3月22日 (Dグループ)	16名	・グループごとに検討テーマについて討議
第4回	令和3年5月14日～5月31日 ※書面開催	15名	・第1回～第3回までの各グループの意見を共有し、意見を収集
第5回	令和3年8月19日～9月3日 ※書面開催	16名	・提言書(草案)に対する意見を収集
第6回	令和3年10月25日	14名	・提言書(修正案)に対する意見を収集 ・提言書の決定方法について決定
市長 提言	令和3年11月29日	座長 副座長	・提言書を市長へ提出

□ 提言書

千歳市全体に対する課題や都市づくりの方向性について、まちの発展と住みよさが続くことを目的にした10の検討テーマに沿って議論を進め、「まちの発展と住みよさが続くための提言書」としてとりまとめ、提出されました。

検討テーマ	主な提言内容
中心市街地の賑わいを高めるためには	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 中心市街地が活性化するよう空き地・空き店舗等ストックの活用により、魅力ある空間を形成する。 ▷ グリーンベルト*では、盆踊りやビール祭り、イルミネーション、定期的なキッチンカーを利用した飲食物・物品の販売など、日頃から人が集まる空間を形成する。 など
市街地等の資源(千歳川、道の駅等)をもっと活かすには	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 道道泉沢新千歳空港線など道路のネットワークや交通手段の充実などにより、新千歳空港や支笏湖、キウス周堤墓群*等の受け入れ態勢の強化や地域資源間の周遊性を高め、連携を強化する。 ▷ 道の駅サーモンパーク千歳の観光拠点としての機能強化を見据え、特産品の販売や千歳川の特産・歴史・文化を生かした展示の充実などにより魅力を高め、人の訪れや滞在を促すとともに、周辺地域に配慮した道路環境や駐車場を整備する。 など
空港や支笏湖、農村との連携をもっと進めるには	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 新千歳空港インターチェンジ周辺などに物流・運送業従業者(トラック運転手)の休憩施設等の誘致や物流倉庫、会議場などが複合化した大型物流拠点の建設を進めるなど、拠点機能の強化を図る。 ▷ 市内の観光・周遊エリアにおいて、観光型や市民型等ターゲットを明確化した MaaS の導入を検討するなど、二次交通活用の取り組みを検討する。また、各々の立ち寄りポイントに案内の設置やインターネット回線の確保など、情報提供の基盤づくりを進める。 など
住みたいと思える景観のあるまちにするには	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 魅力的なまちとするため、市民、事業者、行政が一体となって、市民が集まり、滞留、活動できる空間の創出を図る。 ▷ 人が集まるグリーンベルト*や親水空間とともに商店街などでは、人々の活動や賑わいが伝わるよう、良好な景観形成や憩いの空間づくりを図る。 など
進出企業(働く場所)をもっと増やすには	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 工業団地の分譲地について、人のネットワーク(東京千歳会など)や立地している企業、空港、大学との連携など、千歳市ならではの交通網等の利点を生かし、道内外の企業の誘致やサポートを進める。 ▷ 企業誘致と合わせ、従業員には自然・歴史・文化への触れ合いを通して、まちへの愛着を高めてもらい、移住体験機会の提供や土地・住宅を購入しやすくすることなどにより、定住促進を図る。



検討テーマ	主な提言内容
<p>便利な買い物環境をつくるには</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 中心市街地の商店街では魅力的な店舗や交流・文化施設の複合化、もしくは単体店舗の集合化、店舗の複合立地の起爆剤・呼び水となる核店舗の誘致、若い出店者へのサポートといったような、買い物、交流など多様な利用に対応できる、賑わいのあるエリアの形成を図る。 ▷ JR 千歳駅周辺に買い物以外にもカフェスペースや飲食店、小さな図書館などの滞留機能を複合化するなど、便利で賑わいのある空間形成を図る。など
<p>市民ニーズに対応した公園緑地づくりをするためには</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 市民からの意見を聞くなど、市民ニーズに対応した公園緑地づくりを図る。 ▷ IT 技術を活用した公園緑地の情報提供を検討するなど、幅広い年代、特に若い世代への公園利用促進のための啓発を図る。 など
<p>コミュニティや居住密度を維持するには</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 青葉公園では、図書館にカフェや交流機能を付加するなど、スポーツ、学習、コミュニティ*活動の拠点機能の強化を図る。 ▷ 商店街などの市内各地にコミュニティ*活動の場となるカフェなど、交流機能のある小規模な施設が立地するエリアを形成する。 など
<p>災害に備えたまちづくりを進めるには</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 自助・共助についての普及啓発やコミュニティ*・町内会などの「つながり」づくり、各町内会の情報交流を促すなど、複数の町内会で協力・連携する防災体制の強化を図る。 ▷ 災害時の観光客への対応、コロナ禍での密集回避の観点などを踏まえ、市内の宿泊施設、空港の活用など、防災体制を構築する。 など
<p>子育てしやすいまちづくりを進めるには</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 青葉公園内に子育て世代の情報交流や高齢者との交流の場となるカフェなど、子育て・多世代が交流できる拠点を形成する。 ▷ 市内の各教育機関において、自然・歴史・文化を活かした千歳らしい教育内容を取り入れた学習活動を実施し、地元を愛する市民を増やす。 など

| 04 | 策定委員会

計画を策定するにあたり、庁内部長職及び都市計画*に関する専門的な知識経験を有したアドバイザーで構成する「千歳市第3期都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会」を組織しました。

会議はのべ6回にわたって開催し、都市づくりの課題から方向性、想定される取組まで多岐にわたる議論を経て、計画原案としてとりまとめました。

□ 委員名簿

	所属	氏名	備考
委員長	副市長	横田 隆一	令和2・3年度
副委員長	企画部長	島倉 弘行	令和2年度
		品田 雅俊	令和3年度
委員・アドバイザー	北海学園大学	鈴木 聡士	令和2・3年度
委員	総務部長	佐々木 善範	令和2年度
		澤田 徹	令和3年度
"	市民環境部長	澤田 徹	令和2年度
		浅井 雅樹	令和3年度
"	保健福祉部長	佐藤 勇	令和2・3年度
"	こども福祉部長	上野 美晴	令和2年度
		林 伸一	令和3年度
"	産業振興部長	品田 雅俊	令和2年度
		大和 隆之	令和3年度
"	観光スポーツ部長	石田 肅一	令和2・3年度
"	建設部長	磯崎 徹	令和2年度
		吉田 博夫	令和3年度
"	市立千歳市民病院事務局長	山田 喜一	令和2年度
		島田 和明	令和3年度
"	消防長	佐藤 孝一	令和2・3年度
"	水道局長	牧野 敏彦	令和2年度
		佐々木 善範	令和3年度
"	教育部長	千田 義彦	令和2・3年度

□ 会議の開催経過

	開催日	議題
第1回	令和2年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画マスタープラン、立地適正化計画について (2) 千歳市の現況について (3) 策定に向けた課題・検討テーマについて (4) 都市づくりの目標について (5) 次回策定委員会について
第2回	令和3年5月25日 ～6月4日 ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域別、年代別の分析について (2) 将来像図について (3) 都市計画マスタープラン 都市づくりの基本方針（土地利用）について (4) 立地適正化計画 誘導区域設定の考え方について
第3回	令和3年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第2回策定委員会（書面会議）における意見及び回答 (2) 都市計画マスタープラン 地域別構想について (3) 立地適正化計画 誘導施設、誘導施策設定の考え方について (4) 立地適正化計画 防災指針の検討について (5) 市民会議の進捗について
第4回	令和3年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 立地適正化計画 居住誘導区域の設定範囲について (2) 立地適正化計画 都市機能誘導区域の設定範囲について (3) 立地適正化計画 誘導施設の設定について (4) その他について
第5回	令和3年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画マスタープランの素案について (2) 立地適正化計画の素案について
第6回	令和4年2月15日 ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> (1) パブリックコメントの結果について (2) 計画（案）の決定について (3) その他について

| 05 | 用語解説

【あ行】

空き家バンク：空き家の売却又は賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、自治体への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介する制度のこと。

雨水調整池：雨水を一時貯留し、流出量を抑制して流下させることにより、下流域への影響を和らげる機能を持つ池のこと。溜めた雨水を一度に排出するのではなく、徐々に排出するため、洪水や道路などの冠水を防ぐことができる。

【か行】

開発行為：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

滑動崩落：地震力及び盛土の自重による盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回り、盛土の地滑りの変動が生じること。大規模盛土造成地での発生が懸念されている。

幹線街路：都市の骨格となる交通の効率化を図るための道路のこと。

キウス周堤墓群：縄文時代後期後葉(紀元前1,200年頃)に構築された集団墓のこと。地面を

SDGs：持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030年までを期限とした先進国を含む国際社会全体の開発目標のこと。17のゴール(目標)と169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に取り組むこととしている。

円形に掘り下げ、周囲に土を環状に盛った区画の中に墓坑を設け遺体を埋葬した。史跡指定地内には非常に大型のものを含め9基の周堤墓が存在。世界的にも狩猟採集民の築いた構造物としては最大級。令和3年に世界文化遺産登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つ。

既存ストック：これまでに整備されてきた市街地やその中の建築物、土地、道路、公園などの都市施設全般のこと。

緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路

オフィス・アルカディア：新千歳空港の優れた交通機能とネットワークを生かして、世界と千歳を結ぶ最先端の国際ビジネスパークとして誕生した国際ビジネス拠点のこと。

エリアプラットフォーム：行政をはじめ、まちづくりの担い手であるまちづくり会社・団体、まちづくりや地域課題解決に関心がある企業、自治会・町内会、商店街・商工会議所、住民・地権者・就業者などが集まって、まちの将来像を議論し描き、その実現に向けた取組について協議・調整を行うための場のこと。

線のこと。高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路が指定される。

グリーンベルト：JR千歳駅から南西約350メートルに位置する、幅約40メートル延長約1キロメートルに渡る公共広場のこと。市民や観光客などの「憩い・遊び・集い」の場として様々なイベントが行われている。

激甚化：その規模が特に甚大であり国民生活に著しい影響を与える事態となること。

公共・公益施設：公共施設は道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路など、都市の骨格を形成するような施設のこと。公益施設は一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設など、住民の生活のために必要なサービス施設のこと。

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

洪水浸水想定区域：水防法第14条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知および周知する河川(水位周知河川)において、

【さ行】

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の3カ年の平均値のこと。財政力指数が大きいほど財源に余裕があるといえる。

サテライトオフィス：企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星(サテライト)のように存在するオフィスとの意から命名された。

産業支援・交流業務地：「千歳市都市計画マスタープラン」に位置づけられる工業系土地利用の分類の一つ。新千歳空港の機

洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等と併せて公表することとしている。

国土交通省地価公示：地価公示法に基づいて、国土交通省土地鑑定委員会が、適正な地価の形成に寄与するために、毎年1月1日時点における標準地の正常な価格を3月に公示(令和2年地価公示では、26,000地点で実施)するもの。

国立社会保障・人口問題研究所：厚生労働省に所属する国立の研究機関のこと。人口や世帯の動向を捉えるとともに、

能強化に合わせ、産業や観光機能を強化しつつ、中心商業業務地を補完し、生産、物流、交流、学術研究の活動を支える都市活動拠点の形成を図るとしている。

市街化区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと

市街化調整区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

国内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

コミュニティ：一般的に地域共同体または地域共同社会のこと。都市計画の分野では、主として、住民の協力と連携による地域のまちづくり事業や身近な生活環境施設の整備事業などにおいて使われる。

コンパクト・プラス・ネットワーク：地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

自主防災組織：自発的に自分の地域や隣人を守り合うため、町内会やコミュニティ単位などで災害発生時における初期段階の防災活動を行う組織のこと。

浚渫：河川などの水深を深くするため、水底の土砂などを取り除くこと。

垂直避難：切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること。

水平避難：その場を立退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。または、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所などに長期間避難すること。

【た行】

大規模盛土造成地：谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした大規模な造成宅地のこと。場所によっては、盛土と地山との境界面や盛土内部を滑り面とする盛土の地滑り変動（滑動崩落）が生じる危険があるとされている。

第二次スクリーニング計画：大規模盛土造成地の有無に関する調査（第一次スクリーニング）で抽出された箇所の現状把握のため、ボーリング調査による地盤調査及び安定計算を実施するための必要性や優先順位を判定すること。

地区計画：地区の特性に合わせた良好な街区として環境整備を図るため、建築物の用途、形態などに関する制限や、道路、公園などの配置などについて地区のきめ細やかなルールを住民参加により定める都市計画のこと

道央圏連絡道路：千歳市を起点とし長沼町、南幌町、江別市、当別町、札幌市、石狩市を經由し小樽市へ至る延長 80 キロメートルの地域高規格道路のこと。本路線は、国際物流拠点である新千歳空港と接続し、

生活利便機能・施設：市民の日常生活を支える上で必要な施設で、具体的には理美容店やクリーニング店、郵便局や銀行、日常的な商品を扱う店舗（コンビニや食品スーパー）などのこと。

物流拠点である特定重要港湾苫小牧港や重要港湾石狩湾新港及び小樽港とも連絡するなど、札幌市を中心とした道央圏の人流、物流を担う。

特別工業地区：用途地域を補完する特別用途地区の一つとして指定するもので、特別の目的から土地利用の増進または環境の保護などを図るため定める地区のこと。千歳市の特別工業地区においては、千歳市特別工業地区建築条例を定め、工業地域の土地利用の適正化及び効率化を図るため建築物の制限又は禁止を行っている。

都市機能：都市が持つ都市としての機能のこと。電気や水道の供給、交通手段の提供、行政や商業、教育、観光などを行う場などを表す。

都市計画：現在及び将来を考えた土地利用、都市施設の整備、市街地の再開発や新市街地の建設に関する計画を総合的に定め実施することにより、都市機能を高め、自然環境と調和した住みよい都市環境を形成することを目指すこと。

生産年齢層：一般に生産活動に従事する年齢層のこと。国勢調査などでは 15～64 歳を指す。

都市計画運用指針：都市計画法に基づき、都市計画制度をどのように運用していくのが望ましいか、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を指針として示したものの。

都市計画区域の整備・開発及び保全の方針：都市計画法第 6 条の 2 に基づき、都市計画区域毎に都道府県が定める都市計画の総合的な方針のこと。都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための、都市計画区域における基本的な方針として、1.都市計画の目標、2.市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針、3.土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めることとされており、都市計画区域について定められる都市計画は、この方針に即したものとすることとされている。

都市再生特別措置法：近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することを目的に、平成14年6月1日に制定された法律。「民間の活力を中心とした都市再生」、「官民の公共・公益施設整備等による全国都市再生」、「土地利用誘導等によるコンパクトシティの推進」が柱となっている。

都市施設：道路・都市高速鉄道などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道・電気・ガスなどの供給処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施

【な行】

内水：市街地や農地などにおいて、降った雨水などが地下浸透や河川への排出がされきれずに地表に留まった水のこと。

【は行】

パートナーシップ：共同・協力のこと。まちづくり・都市開発に関していえば、公共団体と民間企業が特定のまちづくり・都市開発プロジェクトについて協議し、相互の合意の上で共通目標と計画を設定し、それを相互に実現していく公・民の協力関係をいう。

排水機場：ポンプによって河川または水路の流水を、河岸または堤防を横断して排水するために、河岸または堤防の付近に設

設、病院など、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地などの都市計画法に規定された施設のこと。

都市のスポンジ化：都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用地の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性を持って、相当程度の分量で発生する現象のこと。一定の区域内における空き地・空き家等の大量発生は、都市の活気を失わせるとともに、管理が放棄された空間となって治安、景観、居住環境等の悪化、災害危険性の増大を招くことから、空き地の土地利用転換や空き家対策などが課題となっている。

けられる施設であって、排水ポンプとその附属施設（吐出水槽、樋門など）の総称のこと。

ハザードマップ：洪水、土砂災害、津波などの自然災害による被害を最小限にとどめるため、市町村が主体となって、災害が発生した場合の状況を想定して避難地、避難路の位置、災害時の心得などを具体的に示した地図のこと。

土砂災害警戒区域：土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域：土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

破堤：堤防が壊れ、増水した川の水が堤内地に流れ出すこと。

扶助費：社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する経費のこと。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づく、生活保護費や医療助成費など個人へ給付される経費や、保育所や障がい者施設などの福祉施設運営に充てられる経費などのほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。

普通河川：河川法で定められている「一級河川」、「二級河川」、河川法の規定を準用する「準用河川」以外の小河川のこと、市町村が管理する。

防災行政無線：災害発生時などの緊急時に、市内全域へ迅速に避難情報を伝え適切な対応を促すため、屋外スピーカーや戸別受信機を通してサイレンや音声で緊急情報を放送する設備のこと。

【や行】

要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のこと。

【ら行】

流通業務地：「千歳市都市計画マスタープラン」に位置づけられる工業系土地利用の分類の一つ。広域的な交通利便性の高さを生かして物流拠点の形成を図るとしている。

北海道地価調査：投機的取引や地価高騰の状況を把握するため、国土利用計画法施行令第9条に基づき、北海道が道内全域を対象にして、毎年7月1日時点での調査地点（基準地）の標準価格を判定し、毎年9月下旬頃に公表するもの。調査結果は、国土交通省が行う地価公示と併せて、公的土地評価の基準として、また、一般の土地取引価格の指標として活用されている。

用途地域：適正な都市としての機能と良好な環境を有する市街地の形成を図るため、建築物の用途や形態などの規制・誘導を行う制度のこと。現在、千歳市では住宅系7種類、商業系2種類、工業系3種類の計12種類の用途地域が定められている。

